

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
作成日: 2012/08/17 改訂日: 2024/10/01

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 三井東圧クロールピクリン
整理番号 : AGA10188Ja_06

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 農薬(土壤消毒剤)
使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

会社情報

供給者の会社名称
三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社
国内マーケティング部
東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
T 03-5290-2740 - F 03-3231-1176

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性	急性毒性(経口)	区分3
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分1
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系、呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(血液)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分1

*記載のないものは区分に該当しない、あるいは分類できない。

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険
危険有害性 (GHS JP)

- : 飲み込むと有毒 (H301)
- 皮膚刺激 (H315)
- アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)
- 重篤な眼の損傷 (H318)
- 吸入すると生命に危険 (H330)
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系、呼吸器系) (H372)
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (血液) (H373)
- 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

安全対策

- : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
- : 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
- : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- : 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
- : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
- : 環境への放出を避けること。(P273)
- : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
- [換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。(P284)
- : 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
- : 皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。(P302+P352)
- : 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- : 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- : 直ちに医師に連絡すること。(P310)
- : 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- : 特別な処置が緊急に必要である(本安全データシート 4 項を参照)。(P320)
- : 口をすぐのこと。(P330)
- : 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)
- : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
- : 漏出物を回収すること。(P391)
- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- : 施錠して保管すること。(P405)
- : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

化学名

: トリクロロニトロメタン (Trichloronitromethane)

一般名

: クロルピクリン (Chloropicrin)

別名

: トリクロロニトロメタン (Trichloronitromethane)

: ニトロトリクロロメタン (Nitrotrichloromethane)

: クロロピクリン (Chloropicrin)

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
クロルピクリン	≥99.5	(2)-199	2-(10)-34, 2-(10)-58	76-06-2

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 直ちに医師の診察を受ける。
- : 呼吸が停止している時はただちに人工呼吸を行う。口対口の人工呼吸は行わない。
- : 呼吸困難な時は酸素吸入を行う。

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

皮膚に付着した場合

- : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐこと。
皮膚は多量の水で洗浄する。
皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合: 医師の診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合
- : 直ちに清浄な水で数分間注意深く洗うこと。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるよう洗浄すること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合
- : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の診断／手当てを受けること。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
毛布等で保温して安静に保つこと。
吐き出させない。
- 応急措置をする者の保護
- : 救助者は有害物質に触れないよう、適切な保護具を着用すること。
処置室を最大限に換気し、救助者は有害物質に触れないよう、手袋、防毒マスクを着用すること。
汚染された衣類は気密性のある容器で保管する。大量服用例には、初療を屋外で行うことも考慮する。
口対口の人工呼吸は行わない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合

- : 咳、頭痛、鼻汁、流涙、吐気、咽頭痛、嘔吐、脱力感等。多量に吸入すると呼吸困難、肺水腫を起こす。症状は遅れて現れることがある。肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。

症状/損傷 皮膚に付着した場合

- : 発赤、痛み、水疱、びらん、熱傷等を引き起こすことがある。
- : ばく露(0.3ppm以上)直後より眼痛、流涙、結膜充血等の局所刺激症状が出現する。発赤、痛み、かすみ眼。重篤な角膜損傷を引き起こすことがある。
- 症状/損傷 飲み込んだ場合
- : 吐気、嘔吐、下痢を伴う重篤な胃腸炎、腹痛。他「吸入」参照。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療

- : 対症的に治療すること。
特異的解毒剤・拮抗剤は無い。基本的措置を行った後、対処療法を行う。二次汚染の可能性が高いので、対策を行った上で治療する。
処置室を最大限に換気し、処置時には有害物質に触れないよう、手袋、防毒マスク、ゴーグル、防護衣を着用する。
汚染された衣類は気密性のある容器で保管する。
大量服用例には、初療を屋外で行うことも考慮する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤

- : 強い水流は使用しない、棒状放水

火災危険性

- : クロロピクリン自体は燃えたりすることはないが、火災の熱で容器が爆発、破損し、刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

火災時の危険有害性分解生成物

- : 有毒な煙を放出する可能性がある。

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

消火方法

- ： 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
- ： 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合は、類焼及び破缶防止のために容器や周囲に散水して冷却する。初期火災で破缶のおそれがない場合は、消火を優先する。
- ： 容器が火に包まれて熱で破缶又はそのおそれがある場合は、風上に避難する。
- ： 消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて行う。
- ： 容器内に水を入れてはいけない。
- ： 消火後も容器、周囲の設備等に散水して十分に冷却する。
- ： 消火活動は、可能な限り風上から行う。
- ： 適切な保護具を着用して作業する。
- ： 自給式呼吸器。
- ： 完全防護服。

消火時の保護具

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置

- ： 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
- ： 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
- ： 物的被害を防止するためにも流出したものを作成すること。

非緊急対応者

保護具

- ： 推奨される個人用保護具を着用する。

応急処置

- ： 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

緊急対応者

保護具

- ： 漏出物との接触及び吸入を避けること。

適切な保護具（「8. ばく露防止および保護措置」の項を参照）を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

作業者は必ず適切な保護具を着用し、漏洩物との接触及び蒸気やミスト、ガスの吸入を避ける。

- ： 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。

直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

風下の人を避難させ風上に留まる。低地から離れる。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。密閉された場所は換気する。

不特定又は多数の人に危害が生ずる恐れがある場合、保健所、警察署又は消防機関、及びメーカーに連絡する。

工場や貯蔵所には緊急時に備えて、十分な数の保護具と十分な量の資材を常備しておく。（緊急時の保護具：全面式防毒マスク、マスク用吸収缶（有機ガス用）、ゴム手袋、ゴム長靴、雨カッパ、ヘルメット。緊急資材：亜硫酸ソーダ又は消石灰、ウエス、角ショベル、ポリ袋（900 mm × 100（立止禁止板））。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

- ： 環境への放出を避けること。

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

- 流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
少量の場合には、ウエス等で拭き取り、密封できる空容器に回収する。場合によってはそのままさらして蒸発させるか、分解剤(亜硫酸ナトリウム、消石灰等)をまいて吸着、分解させる。吸着・分解物は、ポリ袋等に密封し、ドラム缶等に入れて蓋をしておく。
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、必要に応じて分解剤で処理する。その後大量の乾燥した土砂等をかけて覆い、十分に吸着させ、吸着・分解物は、ポリ袋やドラム缶に密封する。

二次災害の防止策

- 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止める。
ポリ袋やシートを用いて可能な限りの漏出防止に努める。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

その他の情報

- 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 作業所の十分な換気を確保する。
屋内で取り扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。
製品缶に水が混入すると製品缶を腐食するおそれがあるので、製品缶には水を入れないこと。
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。
個人用保護具を着用する。

安全取扱注意事項

- 容器を転倒、落下させ、衝撃を加える、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしないこと。
- 「10. 安定性及び反応性」記載の混触危険物質との接触及び保管を避けること。
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗うこと。手袋等の汚染された保護具を持ち込まないこと。

保管

安全な保管条件

- 施錠して保管すること。
換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉しておくこと。
食品、飲料、動物用飼料とは区別して保管すること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけること。
法規に規定された基準に従い保管すること。
- 金属缶、ポリアクリロニトリル瓶。
- 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。
使用残存液は製品缶に戻さずに使い切ること。

安全な容器包装材料

技術的対策

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

8. ばく露防止及び保護措置

クロルピクリン (76-06-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	クロロピクリン # Chloropicrin
許容濃度	0.67 mg/m ³
許容濃度	0.1 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告(2023 年度)産衛誌 65 卷
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
現地名	クロロピクリン # Chloropicrin
濃度基準値(天井値)	0.1 ppm
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項(令和 6 年 4 月 1 日施行)

設備対策 : 屋内で取り扱う場合、完全密閉装置でのみ取り扱う。
気中濃度を推奨された許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。高熱取扱い等で、ミストが発生するときは、気中濃度を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意する。
取り扱い場所及び貯蔵場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

個人用保護具	: 推奨される個人用保護具を着用する。
呼吸用保護具	: 土壤くん蒸用防護マスク(防毒マスク 吸収缶付き有機ガス用)、空気呼吸器、酸素呼吸器
手の保護具	: 化学防護手袋(不浸透性保護用手袋)
眼の保護具	: 保護眼鏡(ゴーグル型)、保護面、撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起りうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル及び顔面シールドを着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣を着用する、保護帽子、化学防護服(不浸透性保護衣)、化学防護長靴等
環境へのばく露の制限と監視	: 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 挥発性液体
色	: 無色透明
臭い	: 催涙を伴う強い刺激臭
臭氣閾値 [ppm]	: 1.1 ppm
pH	: データなし
融点	: -64 °C
凝固点	: データなし
沸点	: 112 °C
引火点	: 不燃性
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

蒸気圧	: 2.7 kPa (20°C)
相対密度	: 1.7 (20°C)
密度	: データなし
相対ガス密度	: 5.7
溶解度	: 水 0.162 g/100 mL ベンゼン、アルコール、二硫化炭素と混和、エーテルに可溶 (25°C)
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: 2.1
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性	: 酸に安定、アルカリに不安定。 加熱や光の影響下で分解して、有毒ヒュームのニトロシルクロリドとホスゲン、窒素酸化物を発生する。
危険有害反応可能性	: アルコール性水酸化ナトリウム、ナトリウムメキシド、臭化プロパギル、アニリンと接触、加熱すると激しく反応する。 加熱、衝撃により爆発することがある。
避けるべき条件	: 加熱、衝撃、光。
混触危険物質	: アルコール性水酸化ナトリウム、ナトリウムメキシド、臭化プロパギル、アニリン水の存在下で多くの金属を侵す。
危険有害な分解生成物	: 燃焼時、有害ガス(窒素酸化物、塩化水素、ホスゲン)を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 飲み込むと有毒
急性毒性 (経皮)	: 分類できない
急性毒性 (吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外)(気体) 吸入すると生命に危険 分類できない(粉じん、ミスト)

クロルピクリン	
LD50 経口 ラット	250 mg/kg
LC50 吸入 - ラット	6.6 ppm/4h 飽和蒸気圧 2.26 kPa(20°C)における飽和蒸気圧濃度 22400 ppm の 90%よりも小さい値なので「ミストをほとんど含まない蒸気」としてガスの基準値で分類し、区分 1とした。

皮膚腐食性／刺激性	: 皮膚刺激
-----------	--------

クロルピクリン	
皮膚腐食性／刺激性	ヒト疫学事例に、「皮膚、眼、気道粘膜、消化器粘膜に対し刺激性を有する」「皮膚へのばく露では皮膚炎がみられる」という記述があり、皮膚刺激性を有するものと考えられ、EU 分類に従い区分 2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 重篤な眼の損傷

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

クロルピクリン

眼に対する重篤な損傷性／刺激性	ヒト疫学事例に「誤って眼に入り、重度の水腫がみられた」とあることから、眼に対して重度の刺激性を示すと考えられ、非可逆的な眼の障害を起こすおそれがあり、区分1とした。
-----------------	--

呼吸器感作性 : 分類できない

皮膚感作性 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

クロルピクリン

皮膚感作性	モルモット 陽性 [区分 1]
-------	-----------------

生殖細胞変異原性 : 分類できない

クロルピクリン

生殖細胞変異原性	in vitro の変異原性の 2 つの指標(突然変異試験、染色体異常試験)で陽性結果が得られているが、いずれも強いものではなく、in vivo のマウスを用いた小核試験において陰性であることから、区分に該当しない。
----------	--

発がん性 : 分類できない

クロルピクリン

発がん性	ACGIH で A4 に分類されている。
------	----------------------

生殖毒性 : 分類できない

クロルピクリン

生殖毒性	ラットにおける強制経口投与による繁殖試験、ラットおよびウサギにおける催奇形性試験において生殖能又は胎児、授乳中の子への悪影響のおそれがないことから、区分に該当しない。
------	---

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 分類できない

クロルピクリン

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトについては、「咳、流涙、鼻水、気管支炎及び鼻腔炎症をきたした」、「クロルピクリンを顔面にスプレーされ、肺水腫で死亡した」、「乾性咳を起こし鼻及び咽頭粘膜赤化し浮腫を示した」、「流涙、鼻水、咳、頭痛、呼吸困難をともなう上気道刺激。より強いばく露を受けたものにはメトヘモグロビンの生成がみられた」等の記述、実験動物については、「呼吸亢進、自発運動の低下、眼の充血、呼気性呼吸困難、気道の腫脹、狭窄により消化管内への空気の貯留による腹部膨満、肺のうっ血、肺炎、肺水腫」、「出血性肺水腫」等の記述があることから、神経系、呼吸器系、血液が標的臓器であり急性毒性及び皮膚刺激性として分類した。
-----------------	--

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、呼吸器系)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(血液)

クロルピクリン

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトについては、「高濃度の長期ばく露では肺水腫で死亡することもある」、「流涙、咳、めまい、頭痛、恶心、嘔吐感、疲労感等を訴えた」等の記述、実験動物については、「ヘモグロビン濃度及びヘマトクリット値の減少」、「鼻腔(炎症、嗅上皮の萎縮等)および肺(出血、細気管支周囲の平滑筋過形成等)の障害」の記述があることから、呼吸器系、中枢神経系、血液が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分 1 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。 [区分 1(中枢神経系、呼吸器系)、区分 2(血液)]
-----------------	--

誤えん有害性 : 分類できない

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

12. 環境影響情報

生態毒性

- 水生環境有害性 短期(急性) : 水生生物に非常に強い毒性
魚類の急性データに基づき、区分1とした。
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
急性有害性が区分1であり、生物蓄積性が低い($\log K_{ow}=2.09$)と推定されるものの、急速分解性がないことから、区分1とした。

クロルピクリン	
LC50 - 魚 [1]	0.0165 mg/L ニジマス

残留性・分解性

三井東圧クロールピクリン	
残留性・分解性	BOD 分解度 0%

生体蓄積性

三井東圧クロールピクリン	
生体蓄積性	データなし

土壤中の移動性

三井東圧クロールピクリン	
土壤中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

- オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
推奨製品/梱包処分

管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理すること。

廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託すること。

汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託すること。

管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

推奨下水処理

空の容器を再利用しないこと。

追加情報

14. 輸送上の注意

UN RTDG に準ずる

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

国際規制

国連勧告(UN RTDG)

国連番号(UN RTDG)	: 1580
正式品名 (UN RTDG)	: クロロピクリン
容器等級(UN RTDG)	: I
輸送危険物分類(UN RTDG)	: 6.1
危険物ラベル (UN RTDG)	: 6.1



クラス (UN RTDG)	: 6
区分 (UN RTDG)	: 6.1
少量危険物 (UN RTDG)	: 0
微量危険物 (UN RTDG)	: E0
包装指令 (UN RTDG)	: P601
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/要件 (UN RTDG)	: T22
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/特別要件 (UN RTDG)	: TP2、TP13

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
非該当

国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 輸送禁止
緊急時応急措置指針番号	: 154
その他の情報	: 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) クロロピクリン 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) クロロピクリン(政令番号: 153) (99.5%) 濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号) クロロピクリン 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) トリクロロニトロメタン
毒物及び劇物取締法	: 効物(指定令第2条) クロルピクリンを含有する製剤

安全データシート

三井東圧クロールピクリン

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

消防法	: 貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2) クロールピクリン(200kg 以上)
船舶安全法	: 毒物類・毒物(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン) (管理番号 : 285) (99.5%)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) トリクロルニトロメタン
農薬取締法	: 登録番号第 9795 号

16. その他の情報

免責条項 当該シートに記載されている情報は現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。含有量、物理的及び化学的性質、危険有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。
また、製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負いかねます。
なお、当該シートは本製品にのみ適用され、本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがありますので、ご注意の上、お取り扱い願います。